

別紙

諮問第1574号、第1579号

答 申

1 審査会の結論

公文書開示請求に係る不作為に対する審査請求は、棄却が妥当であり、本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「（1）東京都知事に対しなされた、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の規定による『精神障がい者の釈放に係る通報』の書面及びその添付資料であって、令和元年10月15日頃に作成されたもの、（2）実施機関が、上記（1）の書面に関して作成し、又は取得した書面」の開示請求に対する東京都知事の不作為を主張し開示決定等を求める（諮問第1574号）とともに、「（1）東京都知事に対しなされた、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の規定による『精神障がい者の釈放に係る通報』の書面及びその添付資料であって、次に掲げる日付のもの。ア令和元年10月14日、イ令和元年10月15日、ウ令和元年10月16日、（2）実施機関が、上記（1）の書面に関してそれぞれ作成し、又は取得した書面」の開示請求に対し、東京都知事が令和3年8月6日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求める（諮問第1579号）というものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問第1574号について、開示請求に対する不作為は存在しない。諮問第1579号について、本件一部開示決定における非開示情報は、条例7条2号、4号及び6号に該当するものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、令和3年10月12日及び同月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年1月25日及び同年3月25日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月27日（第234回第二部会）から令和5年2月28日（第236回第二部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1574号及び第1579号については、同一の審査請求人による一連の請求であると評価できることから、審査会はこれらを併合して審議することとした。

イ 開示請求に係る不作為の主張について（諮問第1574号）

審査請求人は、本件開示請求に対する実施機関の不作為を主張している。

審査会が見分したところ、審査請求人の主張する開示請求は請求要件を満たすものではなかったことから、実施機関は有効な開示請求の受理に向けて二度にわたり書類による情報提供を行っていたことが認められた。

したがって、実施機関は審査請求人への対応を怠っておらず、審査請求人の主張する不作為があったとは認められないため、本件審査請求は理由を欠くものとして、棄却が妥当である。

ウ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件一部開示決定における本件対象公文書及び非開示部分は、別表に記載のとおりである。

審査会は、本件対象公文書1から5までにおける非開示部分について、同表のとおり本件非開示情報1から3までに分類し、それぞれの非開示妥当性について審議する。

エ 本件一部開示決定の妥当性について（諮問第1579号）

（ア）本件非開示情報1について

本件非開示情報1は、本件対象公文書1から5までに記載されていることが確認され、実施機関は条例7条2号に該当するとして非開示としている。

審査会が見分したところ、これらの情報は被通報者に関する情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

（イ）本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、本件対象公文書1から3までに記載されていることが確認され、実施機関は条例7条6号に該当するとして非開示としている。

審査会が見分したところ、これらの情報が公にされることとなると、本人に関する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく通報に対する本人の認識との相違から、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、記載又は印影が示す職員に対する職務の妨害となるような行為が行われることも懸念され、措置入院制度事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

（ウ）本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、本件対象公文書4に記載されていることが確認され、実施機関は条例7条2号及び4号に該当するとして非開示としている。

審査会が見分したところ、当該情報が公にされることとなると、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があることが認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例7条4号に該当し、同条2号該当性を判

断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表

本件対象公文書		非開示部分	本件非開示情報
1	診察要否決定書(2)	先方の文書記号、被診察者氏名、生年月日、年齢、性別、診察の要否	1
		職員氏名、印影	2
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条通報の診察要否について(通知)(案)	宛名、文書番号(通報)、被診察者名、生年月日、診察の要否(理由)	1
		職員氏名	2
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条通報受理書兼調	精神障害者(又はその疑いのある者)の氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話・本籍、家族等引受人の氏名・続柄・住所・電話、通報機関名、症状の概要、問題行動に係る精神障害又はその疑いに基づく事実行為・予測、入院歴、診察の適否、備考、処理方法	1

	査書	職員氏名、印影	2
4	精神障害者の 釈放に伴う通 報について ・31 福保障精 医第 2219 号 ・31 福保障精 医第 2258 号 ・31 福保障精 医第 2261 号 ・31 福保障精 医第 2320 号 ・31 福保障精 医第 2326 号 ・31 福保障精 医第 2328 号 ・31 福保障精 医第 2330 号	<p>【31 福保障精医第 2219 号及び 31 福保障精医第 2258 号】 文書番号、氏名、性別、生年月日、帰住地、引受人氏名、 引受人住所、釈放年月日、病名・病状、その他、矯正施 設名、部署名、矯正施設長名、担当者名、矯正施設電話 番号、担当部署内線番号【31 福保障精医第 2261 号】</p> <p>文書番号、氏名等のうち、氏名・性別・生年月日・帰住 地・引取人、病状の概要のうち、病名・投薬状況、釈放 の日、その他参考事項のうち、罪名・入所数・犯罪の概 要・所内動静・矯正施設名・部署名・担当者名・矯正施 設長名・矯正施設電話番号</p> <p>【31 福保障精医第 2320 号、31 福保障精医第 2326 号、 31 福保障精医第 2328 号及び 31 福保障精医第 2330 号】 文書番号、満期釈放・仮釈放、釈放日、被収容者氏名、 帰住予定地、担当部署名、担当者名、矯正施設長名、担 当部署電話番号、矯正施設電話番号、担当部署内線番号、 氏名、性別、生年月日、通報意見のうち、入院及び治療 に関する医師の意見・その他 26 条通報に係る特に参考 となるべき事項（薬物使用歴、自殺未遂歴、精神科入院 歴）、社会的状況のうち、釈放年月日・本籍地・入所直前 の住所・帰住関係（帰住予定地、引受人等）、精神医学的 所見のうち、病名・現症・服薬状況、犯罪の概要のうち 本件事案・犯罪歴</p>	1
		矯正施設長公印	3
5	令和元年度 26 条通報	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話、刑務所等、 本籍、入院歴、診察要否、引受人家族等、続柄、家族住 所、家族電話、診察否理由、先方の文書番号、管理者名、 釈放・退院・退出、釈放・退院・退出日、病状概要、罪 名	1